

【湖国寮】寮費細則

この細則(以下、「細則」という。)は、管理規程にもとづき、その施行のために必要な事項の詳細を定める。

第1条 (入寮金)

1. 契約者(保護者)は、初回入寮時に、入寮金 50,000円を協会に支払う。
2. 入寮金は、如何なる理由にかかわらず返還しない。

第2条 (室料、施設費、給食費及び光熱給水費)

1. 室料の基準は次のとおりとする。
 - ①1室2名使用の場合 室料 17,000円/1人月額
同室の他の入寮者が途中退寮し、新たな他の入寮者が入室するまでの期間において、入寮者が一時的に1室1人使用する場合も、室料は変更しない。
 - ②1室1名使用の場合 室料 34,000円/1人月額
2. 施設費は、23,000円/1人月額とする。
3. 室料・施設費は、月の途中で入寮又は退寮した場合(1ヵ月未満の使用月)でも、1ヶ月分の額を支払う。
4. 給食費は、月額25,000円とする。
5. 寮室光熱給水費は、寮室毎に個別に計量し、その実費を契約者(保護者)は協会に支払う。
1室2名使用の場合は、1/2づつの負担とする。但し、同室の他の入寮者が途中退寮した場合には新たな他の入寮者が入室するまでの期間の光熱給水費は、継続使用する入寮者の全額負担とする。
6. 年度途中退寮時の室料、施設費及び給食費の返還は、細則第5条第3項による。

第3条 (給食)

1. 寮で提供する給食は、朝食及び夕食の2食とする。
2. 給食を提供しない日は、日曜日、祝祭日、及びお盆、年末年始とし、その期間は寮長が定める。
3. 食事の時間については、以下のとおり定める。
 - ・朝食は 6:30～9:15まで、夕食は 18:30～21:30までとする。
 - ・夕食については、事前申し込みにより取り置きを行うが、時間は保健衛生面より 23:30までとする。
4. 給食の申込は、4日前までに所定の用紙に記入するものとする。

第4条 (外泊・欠食)

1. 合宿、旅行、帰省等で外泊する場合は、寮長に「帰郷・外泊届」を7日前までに提出すること。
2. 前項の理由により、止むを得ず欠食する場合は、4日前までに所定の用紙に記入すること。
3. 給食申込の後、直前に欠食する場合は、入寮者は以下の要領で調理員に連絡すること。
 - ・朝食を欠食する場合は、前日の20:00まで、夕食を欠食する場合は当日の17:00まで
 - ・夕食の取り置きをキャンセルする場合にも同様に連絡するものとする。
4. 欠食の場合、給食費の返金は行わない。

第5条（室料、施設費及び給食費の支払いと返還）

1. 室料、施設費及び給食費の支払いは以下のとおりとする。

契約者（保護者）は、3月25日、9月25日までに翌半期分を前払方式により、以下に記載の合計金額を協会に支払う。

費用の内訳	1室2名使用の場合	1室1名使用の場合
室料	17,000円×6ヶ月＝102,000円	34,000円×6ヶ月＝204,000円
施設費	23,000円×6ヶ月＝138,000円	
給食費	25,000円×6ヶ月＝150,000円	
合計	390,000円	492,000円

2. 初回入寮時に本条第1項の合計額に細則第1条第1項に定める入寮金50,000円を加算する。
3. 契約者（保護者）が寮室使用契約を期間満了前に解約（途中退寮）する場合は、解約月までの室料、施設費及び給食費は返還しない。解約月の翌月からの返還とする。

第6条（寮室の光熱給水費の支払い）

1. 各寮室の電気料金は、毎月1回、上下水道料金は、2ヵ月に1回入寮者に掲示して通知する。
2. 協会は、半年毎に過去半年分の各寮室の電気料金・上下水道料金を契約者（保護者）に請求する。

第7条（退寮時清掃協力費の支払い）

1. 入寮者は、協会が退寮後に行う寮室の清掃費用として、清掃協力費を退寮時に協会に支払う。
2. 清掃協力費は、20,000円とする。

第8条（その他のサービス費用）

1. インターネット回線費用の負担は無いが、Wi-Fi機器が必要な場合は、各自が準備すること。

附則 改定細則は、令和6年7月1日から施行する。